

入札要領

1. 事業名 2025年度研修生受入事業
2. 案件名 研修施設等の手配に関する業務
3. 入札
 - (1) 日時： 2025年5月15日（木） 13：00
※ 入札5分前には会場に入場すること。入札開始から落札者が決定するまでの間、入札会場への出入りは禁止とする。
 - (2) 場所： 海外漁業協力財団 会議室
※ 持参による場合、入札場所での入札日時に入札とすること。
※ 郵送による場合、以下（4）の書類を封かんの上、封筒の表に朱書きで「2025年度研修生受入事業に係る研修施設等の手配に関する業務」と記入し、2025年5月14日（水）16:00までに提出すること。
※ 特定記録等、記録が確実に残る方法により送付すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵送により参加した者は同入札に参加できない。
提出先： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目2番2号 虎ノ門30森ビル
海外漁業協力財団 融資部 業務支援課
 - (3) 入札方法： 一般競争入札
 - (4) 提出書類： 1)入札書 2)入札金額内訳書 3)積算内訳書 4)単価表 5)委任状 6)契約に係る指名停止等に関する申立書、7)キャンセル料が規定されている宿泊約款または利用規約 8)研修機材に係る料金表
(入札別紙)
 - (5) 提出上の注意： 1)入札書には、消費税を除いた金額を記入すること。
2)代理人が入札する場合、委任状を用意すること。
4. 開札
 - (1) 財団は、入札後直ちに開札を行う。
 - (2) 入札者は、開札に立会うこととする。ただし、郵送による入札参加により、開札に入札者が立ち会わない場合は、財団は入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。
5. 再度入札
 - (1) 開札を行った場合において、入札金額が予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送により参加した者は再度の入札に参加できない。
 - (2) 前項の再度入札は、2回まで行う。
6. 落札者の決定方法
 - (1) 最低価格と同価で入札した者が2人以上あるときは、最低価格入札者は当該入札者のくじによって決定する。
 - (2) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者は、入札後速やかに積算内訳等について審査を受けなければならない。審査の結果問題がなければ落札者とする。
7. 最低価格の入札者を排除した場合の落札者の決定
最低価格入札者の決定後、入札金額内訳書等により内容を審査した結果、その者により当該契約の内容が履行されない恐れがあると認められたときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次の最低価格をもって入札した者を最低価格入札者として、内容審査を行う。
8. 落札者がいない場合の契約の相手方
競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき、あるいは内容審査の結果、落札者がいない場合は、最低価格の入札者又は次順位の入札者と協議することができる。
9. 契約の締結
財団は、入札書及び入札金額内訳書等の内容が適当と判断した場合、落札者に対し後日すみやかに連絡するとともに、契約書を作成し落札者と契約を締結する。
10. その他
 - (1) 入札資料をご希望の方は、下記（4）の問い合わせ先にメールにてお申し出ください。
 - (2) 入札条件等に関する問い合わせは、電子メールにて行うこと。
回答は、入札参加者全員に対して電子メールにて行う。
 - (3) 問い合わせ締め切りは、**2025年5月8日（木） 15:00** までとする。
 - (4) 問い合わせ先は、

事業部 交流促進課	濱 夏	e-mail: hama_summer@ofcf.or.jp
事業部 交流促進課	手代木 宏	e-mail: teshi@ofcf.or.jp
融資部 業務支援課	目黒 悠一朗	e-mail: meguro@ofcf.or.jp
融資部 業務支援課	北里 良博	e-mail: kita@ofcf.or.jp

2025年5月15日

入札書
(第 回目)

事業名： 2025年度研修生受入事業
案件名： 研修施設等の手配に関する業務

入札金額	金	円(消費税は含まず)
------	---	------------

公益財団法人海外漁業協力財団
理事長 白 須 敏 朗 殿

入札者 住 所
社 名
(代表者)
役職名
氏 名 ⑩

(代理人の場合)

代理人 ⑩

2025年5月15日

入札金額内訳書

事業名：2025年度研修生受入事業

案件名：研修施設等の手配に関する業務

会社名：

(単位： 円)

費 目	金 額	内 訳		消費税額	合 計
	(A)	消費税対象	消費税対象外	(B)	(A) + (B)
1. 実習コース					
2. 漁業管理Gコース					
3. 資源管理Gコース					
合 計					

積算内訳書

公益財団法人海外漁業協力財団 御中

2025年5月15日

事業名：2025年度研修生受入事業

案件名：研修施設等の手配に関する業務

会社名：

有効期限：

1. 実習コース

項目	算出基礎	税別金額	備考
宿泊室	@〇〇円×138室		シングル又は同等以上
食費			
朝食	@〇〇円/食×138食		700円と同等以上（宿泊料込みの場合はその旨記載）
昼食	@〇〇円/食×88食		900円と同等以上
夕食	@〇〇円/食×83食		1,200円と同等以上
食費計			
会議室	@〇〇円/半日×〇回		5名程度が研修可能な広さ
会議室	@〇〇円/1日×〇回		5名程度が研修可能な広さ
会議室	@〇〇円/半日×〇回		10名程度が研修可能な広さ
会議室	@〇〇円/1日×〇回		10名程度が研修可能な広さ
管理費			積算根拠記載（計上は自由）
	①合計（消費税対象）		
宿泊税等	@〇〇円×138室		必要な場合
実習コース計			

2. 漁業管理Gコース

項目	算出基礎	税別金額	備考
宿泊室	@〇〇円×215室		シングル又は同等以上
食費			
朝食	@〇〇円/食×215食		700円と同等以上（宿泊料込みの場合はその旨記載）
昼食	@〇〇円/食×124食		900円と同等以上
夕食	@〇〇円/食×136食		1,200円と同等以上
食費計			
会議室	@〇〇円/半日×5回		7名程度が研修可能な広さ
会議室	@〇〇円/1日×28回		7名程度が研修可能な広さ
管理費			積算根拠記載（計上は自由）
	②合計（消費税対象）		
宿泊税等	@〇〇円×215室		必要な場合
漁業管理Gコース計			

3. 資源管理Gコース

項目	算出基礎	税別金額	備考
宿泊室	@〇〇円×119室		シングル又は同等以上
食費			
朝食	@〇〇円/食×119食		700円と同等以上（宿泊料込みの場合はその旨記載）
昼食	@〇〇円/食×52食		900円と同等以上
夕食	@〇〇円/食×56食		1,200円と同等以上
食費計			
会議室	@〇〇円/半日×4回		7名程度が研修可能な広さ
会議室	@〇〇円/1日×12回		7名程度が研修可能な広さ
管理費			積算根拠記載（計上は自由）
	③合計（消費税対象）		
宿泊税等	@〇〇円×119室		必要な場合
資源管理Gコース計③			

合計金額（①+②+③）		税別金額（消費税対象額）
		宿泊税額（合計）
		消費税額
		税込金額

2025年5月15日

単価表

事業名： 2025年度研修生受入事業

案件名： 研修施設等の手配に関する業務

会社名：

項目	単価（税別）
宿泊室（シングル又は同等以上の洋室）1泊	
食費 1食	
朝（宿泊代金に含まれる場合にはその旨記載し、単価は0とする。）	
昼	
夜	
会議室 5名程度利用（半日）	
会議室 5名程度利用（1日）	
会議室 7名程度利用（半日）	
会議室 7名程度利用（1日）	
会議室 10名程度利用（半日）	
会議室 10名程度利用（1日）	
管理費等（積算根拠を記載、計上は自由）	
その他（積算根拠を記載、計上は自由）	

※ 入札別紙3および4に加えて、キャンセル料が規定されている宿泊約款または利用規約、研修機材に係る料金表をご提出ください。

委 任 状

2025年5月15日

公益財団法人海外漁業協力財団
理事長 白 須 敏 朗 殿

(委任者)
住 所
名 称
役 職 名
氏 名

印

私は、2025年5月15日開催の「2025年度研修生受入事業に係る研修施設等の手配に関する業務」の入札に関し、下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

(受任者)
住 所
名 称
役職・氏名

印

契約に係る指名停止等に関する申立書

2025年5月15日

公益財団法人海外漁業協力財団
理事長 白須敏朗 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書について、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他社が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。